

金沢市立新神田児童館  
および  
金沢市立新神田児童クラブ

防 災 計 画 書

令和2年4月1日

平成30年4月1日施行  
令和2年4月1日改正

## ～ は じ め に ～

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震と同時に大きな津波が発生し未曾有の災害をもたらし、多くの尊い命が奪われました。被災地では、多くの児童福祉施設が被災し、今なお復旧のめどが立っていない施設も多く「まだ終わっていない」のが実態です。

日本列島は「地震列島」「火山列島」「災害列島」とも呼ばれ、地震、津波、風水害、豪雪など極めて多様な自然災害が発生しやすい国土です。石川県内においても、直下型地震の被害を受けた 1799（寛政 11）年の金沢地震（M6）。最近の 2007（平成 19）年の能登半島地震（M6. 9）。2008（平成 20）年の浅野川水害。2018（平成 30）年 1、2 月の大雪は 5 6 豪雪（1981、昭和 56 年）に次ぐ災害をもたらしたことは記憶に新しいところです。

金沢市には北東から南西に横切る長さ 26 km の森本富樫断層帯があり、M7. 2 程度の地震が 30 年以内に、ほぼ 2～8% の確率で起きると予想され、日本の活断層のうちもっとも発生確率が高いグループに入っています。近い将来確実に起きると言うことです。

金沢市では、児童の安全・安心の確保の観点から、「金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 4 月施行）第 7 条（児童福祉施設と非常災害）」において、児童の特性や周辺地域の環境等を踏まえ、多様な災害の種類に応じた施設防災計画の策定及び訓練実施等を義務付けています。

これを受けて、新神田児童館では次代を担う児童の安全と保護者の安心を推進するため、「保育所防災計画（案 2）～簡易版～」を参考に、新神田校下の地域の実情に応じた防災計画を策定し、「金沢市立新神田児童館および金沢市立新神田児童クラブ防災計画書（案）」を策定しました。  
お役に立てば幸いです。

平成 3 0 年 4 月 1 日

なお、この計画策定から 2 年経過しました。現在、新型コロナウイルス感染症が世界的な脅威として蔓延し、終息が見えません。

このような場合の避難行動は、3 密（密着、密集、密接）を避ける工夫が必要です。参考資料⑥に内閣府が作成した資料を添付します。

令和 2 年年 4 月 1 日

# 目 次

1	基本的な心がまえ	1
2	災害の想定	2
3	災害時における組織体制	3
4	災害発生時の職員の責務	5
5	災害発生時の対応	
	(1) 地震発生時の対応	
	(1) — 1 館内で地震が発生した場合	6
	(1) — 2 館外で地震が発生した場合	7
	(2) 津波の発生が予測された場合の対応	8
	(3) 火災が発生したときの対応	9
	(4) 風水害の発生が予測された場合の対応	10
	(5) 不審者侵入時の対応	11
6	気象庁「特別警報」が発表された場合の対応	12
7	避難訓練の実施について	14
8	施設の安全点検について	16
9	保護者への対応について	17
	参考資料	
	① 森本・富樫断層帯地図	18
	② 新神田校下防災マップ	19
	③ 新神田校下ハザードマップ	20
	④ 新神田児童館タイムライン (時系列での防災対策)	21
	⑤ 心肺蘇生とAEDの使用方法	22
	⑥ コロナウイルス感染症時の避難行動	23

# 1 基本的な心がまえ

災害はいつ発生するのかわかりません。どのような場合であっても児童館・児童クラブの職員は、子どもの生命を守り、安全に活動できるように見守ることが最大の責務です。

いつ災害が起きても慌てないように、日頃から防災の知識を深め、的確な判断と素早い行動が取れるようにしておくことが大切であり、そのためには、職員一人ひとりが、防災に対する心がまえや知識をしっかりと身につけておきたいものです。

## (1) 児童の生命を守る

### ① 児童の安全能力の育成

- ・ 児童の安全を守るために普段から災害の正しい知識を教え、年齢にあった安全能力を身につけさせる。
- ・ そのために児童館施設の安全管理についての知識を高め、災害時に児童が安全に避難することが出来る態度や安全能力を育てる。

### ② 児童館施設の環境整備

- ・ 日頃から整理整頓を心がけ、安全環境の整備に努める。
- ・ 備品や遊具の配置、保管は適切であるか。
- ・ 高いところに荷物は置いていないか。
- ・ 不用意に置いた物が危険を誘発しないか。
- ・ どこかに危険は潜んでいないか、職員が常に危険を予測する目や危険を防ぐ態度を養っておく。

### ③ 施設、設備などの安全点検

- ・ 常に施設、設備、遊具の安全点検を行い、危険箇所を改善する。
- ・ 危険を防ぐための配慮を充分にする。

### ④ 避難訓練の実施

- ・ 緊急時に児童が職員の指示に従って安全に避難できるよう、定期的に避難訓練を実施する。
- ・ 関係機関への通報や保護者への伝達訓練も併せて実施する。
- ・ 保護者への連絡方法・児童を引き渡す方法、災害発生時の約束事を徹底する。

## (2) 自己の役割と責任を認識する

### ① 児童館・児童クラブの防災体制の確立

- ・ 児童館・児童クラブ内の防災体制を整備し、職員一人ひとりの役割を明確にする
- ・ 全職員が防災に関して統一した認識を持つておく。

### ② 的確な判断のもと迅速な行動

- ・ とっさの場合、職員一人ひとりが慌てず的確な判断で迅速に防災行動できるよう日頃からの防災意識を深めておく。
- ・ 児童を守るには、職員の一人ひとりが責任と自覚を持って対応する。

## 2 災害の想定

### (1) 施設の立地条件の確認と災害予測

#### ① 地震

- ・ 金沢市には、北東から南西に横切る長さ2.6kmの森本富樫断層帯（参考資料参照）があり、M7.2程度の地震が、30年以内にほぼ2～8%の確立で起きると予測され、日本の活断層でランクSのトップ級の断層帯である。
- ・ 当児童館および児童クラブは、森本・富樫断層帯から約2km離れており、直下には活断層はないものと予測されているが地震はないと言い切れるものではない。
- ・ 最近の熊本地震の例もあることから地震は必ず起こると考えておく必要あり。
- ・ 児童館の建物（新神田会館：昭和62築）は、現行の耐震基準を満たしており、校下の指定避難所にも指定されている。

#### ② 津波

- ・ 津波が起こった場合、金沢港に最大3.7mの津波が24分で到達することが予測されている。
- ・ 当児童館は標高は11mで金沢港から約4km離れており、また3階に位置しているため床上浸水はないものと思われる。

#### ③ 風水害

- ・ 当児童館の近くには犀川・伏見川が流れているが河川が氾濫した際や、氾濫しないでも、当館の前を流れる中村高畠用水（入江・東力用水）が氾濫する恐れが十分ある。
- ・ 3階の当児童館は浸水しないものの出入口、駐車場が浸水し、避難誘導には注意が必要である。

#### ④ 土砂災害

- ・ 当児童館は土砂災害の警戒区域に含まれておらず、建物が土砂災害により被害を受けないと予想されている。

### (2) 二次災害への対応

- ・ 当地区は地震や風水害、雪害による直接の災害はもとより、これに伴う二次、三次災害（火災、液状化現象、河川・用水の氾濫等）についても注意を要する。
- ・ これらを視野に入れた対策に取り組み、災害発生時における最悪の事態を想定した対応を検討しておく必要あり。

# 3 災害時における組織体制

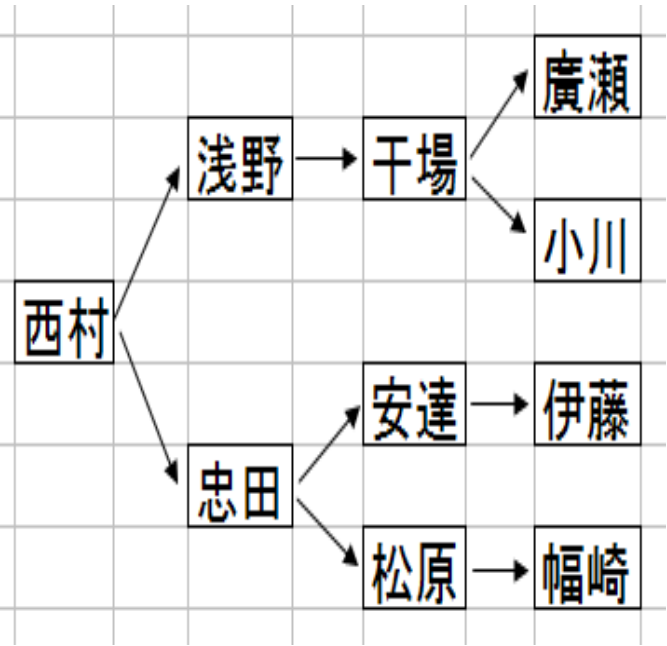
## (1) 職員間や関係者との連絡体制

災害に備えて、職員間の災害時連絡網や緊急連絡先一覧を作成し、施設内の同時に被災としないと考えられる数箇所に保管する。職員以外にも、関係者の連絡先を記載する。

### ☆連絡先一覧

役 職	氏 名	住 所	自 宅 電 話	携 帯 電 話
児童館長	西			
児童クラブ長	浅			
児童館主任	忠			
児童クラブ主任	干			
厚生員	安			
臨時職員	松			
パート職員	廣			
パート職員	小			
パート職員	伊			
アルバイト	幅			

### ☆連絡体系



関係先連絡表	
<u>金沢市子ども政策推進課</u> 金沢市広坂 1-1-1	tell 076-220-2299 Fax 076-220-2360
<u>金沢市中央消防署</u> 金沢市泉本町 7-9-2	tell 076-280-5016
<u>金沢市西警察署</u> 金沢市金石本町イ 1-1	tell 076-266-0110
<u>入江交番</u> 金沢市入江 3-9-2	tell 076-292-1151
<u>高岡中学校</u> 金沢市新神田 1-10-1	tell 076-291-3177
<u>新神田小学校</u> 金沢市新神田 1-10-58	tell 076-291-3821
<u>新神田公民館</u> 金沢市新神田 1-1-18	tell 076-291-0025

## ☆災害発生時の組織体制

命令は、総括責任者を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを定め、うえで指揮命令系統を整備する。

総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるので、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、命令、指揮が円滑に行われる体制を整備する。

## ☆役割分担

※総括責任者不在時、担当者名簿で一番上の者が総括責任者になること

名称	リーダー	担当者	主な対応
総括責任者	児童館長 西 児童クラブ長 浅		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の確認</li> <li>・避難先、避難の実施方法の決定</li> <li>・避難経路の安全確認後、避難指示</li> </ul>
避難誘導・ 安否確認班	児童クラブ 主任 干	(1, 2年) (3年以上) 廣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の安全確認</li> <li>・児童への指示</li> <li>・担当学年の人数確認</li> <li>・避難の誘導</li> <li>・非常品の持ち出し（出席簿、連絡表、食料品等）</li> </ul>
救出・救護班	児童館主任 忠	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内に残る児童がいないか確認</li> <li>・負傷者の救出</li> <li>・負傷者の応急手当</li> <li>・AED装置などの準備</li> </ul>
消火班	安		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火防止措置（ガス元栓の確認など）</li> <li>・初期消火活動</li> </ul>
関係者 連絡班	松		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集</li> <li>・县市町村等の関係者への連絡</li> <li>・保護者への連絡</li> </ul>

職員間・各班の連携を大切に、それぞれ協力しあいながら児童の安全確保に努めること。

## 4 災害発生時の職員の責務

### 勤務時間内

- ・ 児童館長および児童クラブ長並びに職員は、防災無線、テレビ、ラジオ、石川県・金沢市の災害情報などのインターネットなどにより情報を収集し、災害状況の把握に努める。
- ・ 児童館長および児童クラブ長は直ちに職員に的確な指示を与えるとともに、関係機関に情報伝達し、児童・職員・施設等の安全確保に努める。
- ・ 万が一、児童館長および児童クラブ長が不在の場合は、児童クラブ主任、児童館主任（以下、各主任と呼ぶ）が指示する。
- ・ 職員は児童館長および児童クラブ長の指示に従い与えられた任務をもって遂行し、児童の身の安全を守る。
- ・ 通常の勤務時間が終了しても児童館長と児童クラブ長の指示があるまで待機する。
- ・ 児童館から離れている場合も、直ちに児童館に戻り任務に就く。
- ・ 責任をもって保護者に児童を無事に引き渡せるように、児童の出欠の確認ができるもの（出席簿・緊急連絡先一覧表）を必ず携帯する。
- ・ 場合によっては児童館業務以外の復旧業務等にあたることもあるので、限られた人数の職員で臨機応変に対応する。

### 勤務時間外

- ・ 児童館長並びに職員は、テレビ、ラジオ、石川県・金沢市の災害情報などのインターネットなどにより情報を収集し、災害状況の把握に努める。
- ・ 児童館長および児童クラブ長は職員に対し緊急連絡網等により必要な指示を与え、職員は指示に従い行動する。
- ・ 自宅を離れる場合は居場所を明らかにし、連絡が取れるようにする。電話が不通の場合は、職員個々が判断し、安全に気をつけてできるだけ早く児童館に出勤する。
- ・ やむなく児童館および児童クラブを休館並びに休所にする場合や児童の安否確認が必要な場合は、自宅から保護者に連絡を取る。



## 5 災害発生時の対応

### (1) ー1 地震発生時の対応（館内で地震が発生した場合）

早番時・遅番時：職員が少ないため居合わせた保護者や公民館関係者にも協力してもらう。

		日 中
地震発生時	1	・揺れを感じたら、児童に安心できるような声掛けをし、児童に姿勢を低くさせるよう伝える。頭上から物が落下しない場所や、丈夫な机の下で待機させる。
	2	・職員は速やかに戸・窓を開け、部屋の電気を消し、避難口を確保する。
	3	・児童館長・児童クラブ長・主任の指示があるまで待機。 ・指示がない場合は携帯電話等を使用し連絡を取り合う。または職員が連絡を取りに行く。
地震鎮静時	4	・児童の人数確認を行い、身体に異常がないか把握する。
	5	・外履きブックを取りに行き、履かせる。 ・避難する際に床に割れものや落下物がある場合は、除去またはゴザ等を敷いてその上を歩いて避難させる。歩行が困難な児童は職員がおぶって避難する。
	6	・指示に従って避難する。 ・避難する時、救急セット（担当：児童館主任）、出席簿・緊急連絡先一覧（担当：児童クラブ主任）を持っていく。
	7	・避難場所に集まったら、人数確認を行い、児童館長および児童クラブ長または各主任に報告する。
	8	・余震に注意し、座って待機する。 ・児童の身体に異常があった場合は応急処置を行なう。
	9	・建物が安全なら、建物内に留まる。 ・建物の破損がひどく、児童館業務の継続が困難と判断した場合には、第一避難場所（公民館玄関）、第二避難場所（高岡中学校校庭）または拠点避難場所（新神田小学校）など、安全な場所に避難する。 ・避難場の状況および避難場所までの経路の安全を確認し移動する。 ・児童館を離れる際は、避難先を掲示する。
	10	・保護者に電話で連絡をとり、迎えに来てもらう。
児童引き渡し	11	・児童の引き渡し時には保護者に身分証明書を提示してもらい、名簿に受け取りサインをしてもらう。その後、児童を引き渡す。
	12	・館内・周辺の被災情報を収集・把握し、今後の児童館・児童クラブの運営について児童館長・児童クラブ長の指示を仰ぐ。 ・当日のうちに保護者に、次の日の児童館・児童クラブ運営状況について連絡を行う。 ・人数確認はこまめに行う。

(1) - 2 地震発生時の対応 (館外で地震が発生した場合)

		日 中
地震発生時	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れを感じたら、児童に安心できるように声掛けをし、建物・遊具から遠ざけ安全と思われる場所に集まって揺れの収まるのを待つ。</li> <li>・危険な場所：用水、崖、狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など。危険な場所にいるときは急いで離れる。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館からの連絡・市からの放送など連絡があるまで待機。</li> <li>・連絡がない場合は携帯電話等を使用し連絡を取り合う。または職員が連絡を取りに行く。</li> </ul>
地震鎮静時	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の人数確認を行い、身体に異常がないか把握する。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等引率時の場合、近くの安全な場所に避難し、児童館および館長または各主任に連絡をする。</li> <li>・避難場所：館に戻る場合は児童館、戻れない場合は第二避難場所（高岡中学校校庭）または拠点避難場所（新神田小学校）に避難する。</li> <li>・移動は足元、頭上に十分に注意する。</li> <li>・児童館と連絡がとれない場合、まず児童の安全を優先し近くの避難場所に移動する。</li> <li>・避難後、外の様子を見て可能ならば職員が館を確認しに行く。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所に集まったら、人数確認を行い、児童館長および児童クラブ長または各主任に報告する。</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余震に注意し、座って待機する。</li> <li>・児童の身体に異常があった場合、人名を最優先すること。</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物が安全なら建物内に留まる。</li> <li>・建物の破損がひどく、児童館業務の継続が困難と判断した場合には、児童館長および児童クラブ長または各主任に連絡をとり、第一避難場所（公民館玄関）、第二避難場所（高岡中学校校庭）または拠点避難場所（新神田小学校）など、安全な場所に避難する。</li> <li>・避難場所の状況および避難場所までの経路の安全を確認し移動する。</li> <li>・児童館を離れる際は避難先を掲示する。</li> </ul>
児童引き渡し	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に電話で連絡をとり、迎えに来てもらう。</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の引き渡し時には保護者に身分証明書を提示してもらい、名簿に受け取りサインをしてもらう。その後、児童を引き渡す</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内・周辺の被災情報を収集・把握し、今後の児童館・児童クラブの運営について児童館長・児童クラブ長の指示を仰ぐ。</li> <li>・当日のうちに保護者に次の日の児童館・児童クラブ運営状況について連絡を行う。</li> <li>・人数確認はこまめに行う。</li> </ul>

## (2) 津波の発生が予測された場合の対応

早番時・遅番時：職員が少ない場合、居合わせた保護者や公民館関係者に協力してもらう。

		日 中
津波発生時	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新神田児童館は、津波が発生した場合でも床上浸水はないと予測されている。</li> <li>・しかし、津波警報または注意報が出た場合、建物や児童館周辺の被害状況を確認する。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常にラジオ、テレビ、防災無線等で情報収集に努める。</li> </ul>
避難	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員をホールに集める。</li> <li>・人数確認を行ったのち避難する。違う場所にいる職員・児童がいる場合は電話で連絡を取り合う。</li> <li>・避難する時は、<u>救急バック（担当：児童館主任）、出席簿・緊急連絡先一覧表（児童クラブ主任）</u>を持っていく。</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所に集まったら、人数確認を行い、児童館長および児童クラブ長または各主任に報告する。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座って待機する。</li> <li>・児童の身体に異常があった場合、人命を最優先すること。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不測の事態で保育の継続が困難と判断した場合には、拠点避難所(新神田小学校)など、安全な場所へ移動する。</li> <li>・避難場所の状況及び避難場所までの経路の安全を確認して移動する。</li> <li>・児童館を離れる場合は、館内に避難先を掲示する。</li> </ul>
児童引き渡し	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報または注意報が解除され、安全が確認された場合、保護者に電話で連絡をとり、迎えにきてもらう。</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の引き渡し時には保護者に身分証明書を提示してもらい、名簿に受け取りサインを記入してもらう。その後、児童を引き渡す。</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内・周辺の被災情報を収集・把握し、今後の児童館・児童クラブの運営について児童館長・児童クラブ長の指示を仰ぐ。</li> <li>・当日中に保護者に翌日の児童館・児童クラブ運営状況について連絡を行う。</li> </ul>

※館外で地震が発生し、避難場所への到達が難しい場合には、周辺の建物の中から可能な限り高い建物に逃げ込むことも想定する。

### (3) 火災が発生した場合の対応（児童館または公民館が火元の場合）

早番時・遅番時：職員が少ないため居合わせた保護者や公民館関係者にも協力してもらう。

		日 中
火災発生時	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災を発見したら、非常ベルを鳴らす。</li> <li>・第一発見者は大声で周りの職員に伝え、児童館・児童クラブ各主任に報告後、消防署へ通報する。その後、児童館長および児童クラブ長に報告する。</li> <li>・緊急の場合は自己の判断で119番に通報</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。</li> <li>・消火器の設置場所を確認しておく。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務中の職員は、児童の動揺を抑え、速やかに児童を集める。</li> <li>・部屋の窓を閉めて電気を消す。</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示があるまで待機。</li> <li>・館内放送がない場合は内線や携帯電話を使用し、職員間、また公民館とも連絡を取り合う。または職員が連絡を取りに行く。</li> </ul>
火災避難後	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の人数確認を行い、身体に異常がないか把握する。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館玄関、外階段下など指示に従って避難させる。</li> <li>・避難する時、救急セット（担当：児童館主任）、出席簿・緊急連絡先一覧（担当：児童クラブ主任）を持っていく。</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難する際に、体を低くして手に口をあてて移動する。</li> <li>・歩行が困難な児童は職員がおんぶして避難する。</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所に集まったら、人数確認を行い、児童館長および児童クラブ長または各主任に報告する。</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座って待機する。</li> <li>・児童の身体に異常があった場合、人命を最優先すること。</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模火災など、保育の継続が困難と判断した場合には、第一避難場所（公民館玄関）、第二避難場所（高岡中学校校庭）または拠点避難場所（新神田小学校）など、安全な場所に移動する。</li> <li>・避難場所の状況および避難場所までの経路の安全を確認して移動する。</li> <li>・児童館を離れる場合は、館内に避難先を掲示する。</li> </ul>
児童引き渡し	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に電話で連絡をとり、迎えに来てもらう。</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の引き渡し自には保護者に身分証明書を提示してもらい、名簿に受け取りサインをしてもらう。その後、児童を引き渡す。</li> </ul>
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内・周辺の被災情報を収集・把握し、今後の児童館・児童クラブの運営について児童館長・児童クラブ長の指示を仰ぐ。</li> <li>・当日のうちに保護者に、翌日の児童館・児童クラブ運営状況について連絡を行う。</li> <li>・人数確認はこまめに行う。</li> </ul>

※児童館の周辺が火災の場合は、情報を収集し、風向き、火災の規模、周辺の危険箇所（ガソリンスタンドなど）の有無などを考慮し、児童を避難させる。

#### (4) 風水害の発生が予測された場合の対応

早番時・遅番時：職員が少ないため居合わせた保護者や公民館関係者にも協力してもらう。

		日 中
風水害発生予想時	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報（大雨・洪水・強風等）や、土砂災害警戒情報がでた場合、天気予報、石川県河川総合情報システム、金沢市ぼうさいドットコム・かなざわ雨水情報などにより、犀川・伏見川の水位情報などで情報収集に努める。</li> <li>建物や児童館周辺の被害状況を把握する。</li> <li>浸水、窓ガラス破損など、起こり得る危険を予測し、館内の安全な場所（ホールなど）で待機する。</li> <li>台風の場合は、風で飛散しないよう、周辺の物を整理する。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災無線や市からの連絡がはいったら、直ちに児童館長・児童クラブ長、各主任に知らせる。</li> </ul>
避難	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>館内放送等により、全員ホールに避難する。</li> <li>児童を集め、人数確認を行ったのち避難する。</li> <li>館内放送ができない場合は携帯電話等を使用し連絡を取り合う。または職員が連絡を取りに行く。</li> <li>避難する時、<u>救急セット（担当：児童館主任）、出席簿・緊急連絡先一覧（担当：児童クラブ主任）</u>を持っていく。</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所に集まったら、児童の人数確認を行い、児童館長および児童クラブ長または各主任に報告する。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>座って待機する。</li> <li>児童の身体に異常があった場合、人命を最優先すること。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>新神田児童館は犀川・伏見川が氾濫しても浸水しないと想定されているが、当館の前を流れる中村高島用水（入江・東力用水）が氾濫する恐れが十分ある。3階の当児童館は浸水しないものの出入口、駐車場が浸水し、避難誘導には注意が必要である。</li> <li>不測の事態で児童館業務の継続が困難と判断した場合には、拠点避難場所（新神田小学校）など、安全な場所に移動する。</li> <li>避難場所の状況および避難場所までの経路の安全を確認して移動する。</li> <li>児童館を離れる場合は、館内に避難先を掲示する。</li> </ul>
児童引き渡し	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者に電話で連絡をとり、迎えに来てもらう。</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の引き渡し時には保護者に身分証明書を提示してもらい、名簿に受け取りサインをしてもらう。その後、児童を引き渡す。</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>館内・周辺の被災情報を収集・把握し、今後の児童館・児童クラブの運営について児童館長・児童クラブ長の指示を仰ぐ。</li> <li>当日のうちに保護者に、翌日の児童館・児童クラブ運営状況について連絡を行う。</li> <li>人数確認はこまめに行う。</li> </ul>

## (5) 不審者侵入時の対応

早番時・遅番時：職員が少ないため居合わせた保護者や公民館関係者にも協力してもらおう。

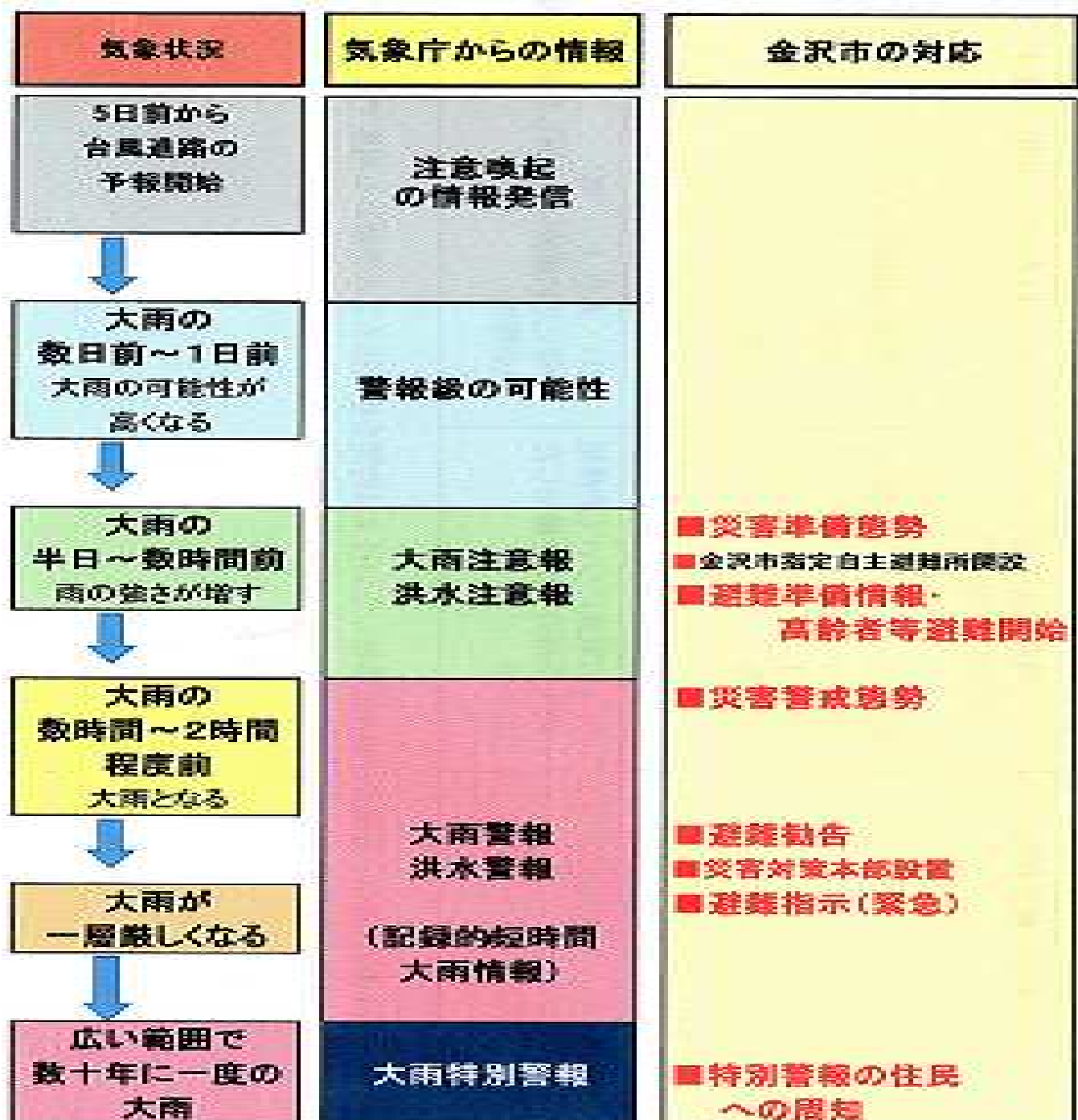
		日 中
不 審 者 発 見	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者と思われる人を発見した場合、児童館長および児童クラブ長または各主任が対応。</li> <li>・できるだけ職員は一人での行動は避け、2人以上で行動する。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者と思われる人に話しかけ、用件を確認し、不審者かどうか確かめる。</li> <li>・不審者に対応する時は、2人以上で行うこと。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者だった場合、退所を求める。</li> <li>・不審者に対応する場合は、2人で行うこと。</li> <li>・職員は児童たちを部屋に入れ、人数確認する。</li> <li>・職員は携帯電話（個人電話）などをもち、連絡を取れるようにしておく。</li> </ul>
避 難	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者が退去しなかった場合、児童館長および児童クラブ長または各主任に報告し、110番に連絡する。</li> <li>・緊急の場合は自己の判断で110番に連絡する。</li> <li>・全職員に不審者の侵入を伝える。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は部屋の出入り口を閉錠し、不審者が児童に近づかないよう状況に応じて対応する。</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察が到着する前に不審者による緊急事態が発生した場合、非常ベルを鳴らし、不審者の位置を知らせる。</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常ベルが鳴ったら避難する。</li> <li>・児童たちを安全と思われる通路で避難させる。</li> </ul>
児 童 引 き 渡 し	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所に集まったら、人数確認・身体状況に異常がないか確認する。</li> <li>・身体状況に異常がある場合、救急車（119番）を呼び、保護者に連絡する。</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者が警察により身柄確保または館外に逃走等をしたら、館内放送により伝える。</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全が確認できたら、保護者に連絡。</li> <li>・今後の児童館・児童クラブの運営について、児童館長および児童クラブ長の指示を仰ぐ。</li> </ul>

## 6 気象庁「特別警報」発令された場合の対応

### (1) 基本的な行動

特別警報には大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震などがある。特別警報は突然発令するものでなく、注意報、警報などは下図のように段階を踏んで発令されるので、良く注意しておく必要がある。「新神田児童館タイムライン：参考資料」により、防災・減災対策を考えておく必要がある。

図



当地区は大雨、暴風、暴風雪、大雪、地震が該当する。この特別警報が発令されたら直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は建物の中で安全な場所にとどまる）必要がある。

## （２） 通常の開館・開所時間内に発表された場合

- ① 施設の状態、立地条件や施設周辺の環境、被害状況、外部からの情報を総合的に判断し、避難の要否を決定し、実行する。
- ② 施設外に避難した場合、事前に定めた災害時における連絡方法により、保護者等に対して現在の状況を連絡する。
- ③ 保護者等への引き渡しについては、特別警報が解除されるほか、安全が確認された後に、あらかじめ定められた場所と方法で行う。
- ④ いきなり「特別警報」が発表されることはないので、それまでの気象情報、施設周辺の状況に注視しながら対応レベルを上げていく。

## （３） 閉館・閉所している時間帯に発表された場合

- ① 基本的な行動方針にあるとおり、開所前より特別警報が発表されている場合、直ちに命を守る行動を「各家族」でとっていただく。
- ② 総括責任者は閉所を判断し、保護者あて地域に応じた避難行動及び自宅待機を要請することをできるとするが、「特別警報」はある程度広範囲に発表要素があることから、周辺地域の状況等を総合的に考慮し判断する。
- ③ 特別警報が解除された場合は、その時間帯も考慮しながら、職員の到着・配備等、受入体制が整い次第、開館、各家庭に連絡し登所可能（開所）とする措置を講じる。



## 7 避難訓練の実施について

### (1) 訓練の目的

災害発生に備え、児童が安全に避難できるように訓練を実施し、基本的な能力を身につけさせる。

### (2) 訓練計画及び実施のポイント

- ・ 訓練にあたっては、いろいろな災害を想定した訓練を実施する（火災・地震・津波・水害・台風・雪害など）。同じ災害でも状況を変えて訓練を実施する。

火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 館内（ホール・図書室・児童室・2階・1階）</li> <li>・ 館外（近隣の学校、民家など）</li> <li>・ 時間帯（午前、午後、食事中、職員が手薄の時、予告なし）</li> <li>・ 児童の居どころが異なるとき（各部屋、外遊び中など）</li> <li>・ 出火場所をいろいろ変える               <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 避難経路が出荷場所により異なることを伝える。</li> <li>☆公民館の調理室から出火した場合：外階段から避難誘導する。</li> <li>☆近隣の آپパマンションから出火した場合：内部階段から玄関前へ避難誘導する。</li> <li>何れも避難場所は、天候に応じ、高岡中学校校庭または拠点避難場所（新神田小学校）に避難する。</li> </ul> </li> <li>・ 訓練内容をいろいろ変える（避難、通報、消火、点検の徹底など消防署と連携）</li> <li>・ 通報訓練や消火訓練を実施し、防災ベルの点検や消火器の使用方法も身につける。</li> <li>・ これらの訓練は、公民館行事と合同で実施することも必要。</li> </ul>
地震 (津波)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震の大きさや津波の発生を様々に想定した避難訓練を行う。</li> <li>・ 毎年、新神田校下で実施している*<b>シェイクアウト訓練</b>（児童自身が自分の身を守る訓練：下図参照）を児童館で随時行う。</li> <li>・ 津波被害を含め、建物が危険な場合を想定して、第2避難所や津波避難場所に避難する。</li> <li>・ ライフライン、交通遮断を想定して非常食など避難用必需品を持って避難する。</li> <li>・ 建物の倒壊で避難路が塞がれることを考えて、避難経路をいくつか考えておく。</li> </ul>
水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床下浸水、床上浸水を想定して訓練を実施</li> </ul>
台風	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大きい台風を想定し窓の補強も考えて訓練を実施</li> </ul>
不審者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不審者の侵入に備え、中階段を使った避難誘導訓練をする。</li> </ul>
雪害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口、非常階段、駐車場などが大雪で使えない場合の除雪計画を立てておく。</li> </ul>

- ・ 事前に職員全員（場合によっては公民館関係者も含める）で計画に内容、役割分担、避難経路、消火器の場所、火災報知器、AED（参考資料参照）の使い方などを熟知しておく。
- ・ 先ずは、自分の役割を果たし、余裕があれば声を掛け合って他の業務につく。
- ・ 新神田校下で実施する市民防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ・ 第2避難所や津波避難所場所は平常時の対応により、あらかじめ保護者にも事前に連絡をしておく。
- ・ 避難訓練がマンネリ化していないか、真剣味に欠けていないか、絶えずチェックする。
- ・ 災害による負傷が予想されるので、研修などで取得した応急措置が生かされるよう鍛錬しておく。
- ・ 訓練が児童に恐怖心を与えたり、事故に繋がるような訓練は避ける。
- ・ 常に児童の出欠の確認を出来るもの（出席表、緊急連絡票、連絡票など）と保護者と連絡がとれるもの（緊急連絡票）を持ち出す。場合によって保護者も訓練に参加してもらう。

### 訓練は やりっぱなしで 終わらない

防災訓練は実施するだけでなく、その後の見直しと評価が必須です。例えば、避難に要した時間等を記録し、時間の短縮や効率化を目指していくことが重要です。特に、災害時に判断力に乏しい児童にとっては、反復した防災訓練の実施が特に重要です。実施後はミーティング等で改善点を洗い出し、今後に活かしましょう。

### \*シェイクアウト訓練



#### <主な特徴>

- ・ 短時間で、誰でも、どこでも、気軽に参加できる。
- ・ 普段自分がいる場所での訓練であり、身の回りの危険箇所を確認するきっかけになる。

## 8 施設の安全点検について

### (1) 安全点検について

新神田会館は公民館、児童館、老人憩いの家のセットで、昭和62年4月にオープン。耐震基準は満たしているものの、日常の施設・遊具等の安全点検は、潜在的な危険を未然に防ぐ態度や知識を身につけるため必要である。また、事故防止を図る上で重要であり、職員全員で取り組む必要がある。

- ① 備品等の転倒、落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止、避難経路の確保など施設・設備・遊具等に関してチェックリストを作成し、定期的に点検を実施し、異常があった場合は、直ちに改善する。
- ② 始業時および終業時における環境整備も安全点検の一環である。
- ③ 物品の整理や保管方法、環境が清潔に保たれているかなどに関する点検も忘れずに点検する。
- ④ 児童の行動や職員の関わり方など児童館業務の内容を定期的に点検する。

### (2) 安全点検のための施設の留意点

- ① 各施設の安全確認をしておく。
- ② 室内外とも用具を使用するときは児童から目を離さないように配慮すること。
- ③ 各施設の使用の際、天候などの状況に応じて水や砂を拭き取るなど柔軟に心配りすること。

## 9 保護者への対応

### (1) 災害発生時における保護者の心がまえ

＝予め十分に知らせ、理解を得ておく＝

- ① 児童館周辺で緊急事態が発生し、児童館から迎えの依頼があった場合は速やかに迎えをする。
- ② 児童館から連絡がとれない事態が生じた場合は、保護者自らの判断で児童の迎えをする。
- ③ 「特別警報」が発令された場合や事前に危険が予想される場合は、児童は避難場所にいる場合があるので気をつけて迎えをする。

### (2) 災害発生時における児童館の対応

- ① 児童館の避難場所の周知徹底
  - ・ 電話の不通が予想されるので、児童館に迎えに来た際に、何処に避難しているかを知らせるために、児童館の入口に避難場所を掲示する。
- ② 災害時に迎えに来る人を予め確認しておく
  - ・ 保護者の職業によっては、職務上、災害時に職場を離れることが不可能な場合もある。
- ③ 児童を確実に預かる
  - ・ 交通事情等により保護者の迎えが遅れることが予想されるが、最後まで児童館および避難場所で確実に預かる。
- ④ 児童の様子を確認し引き渡す
  - ・ 保護者に児童を引き渡す場合は、児童を担当する職員がその時の児童の様子などを確認したうえで引き渡す。



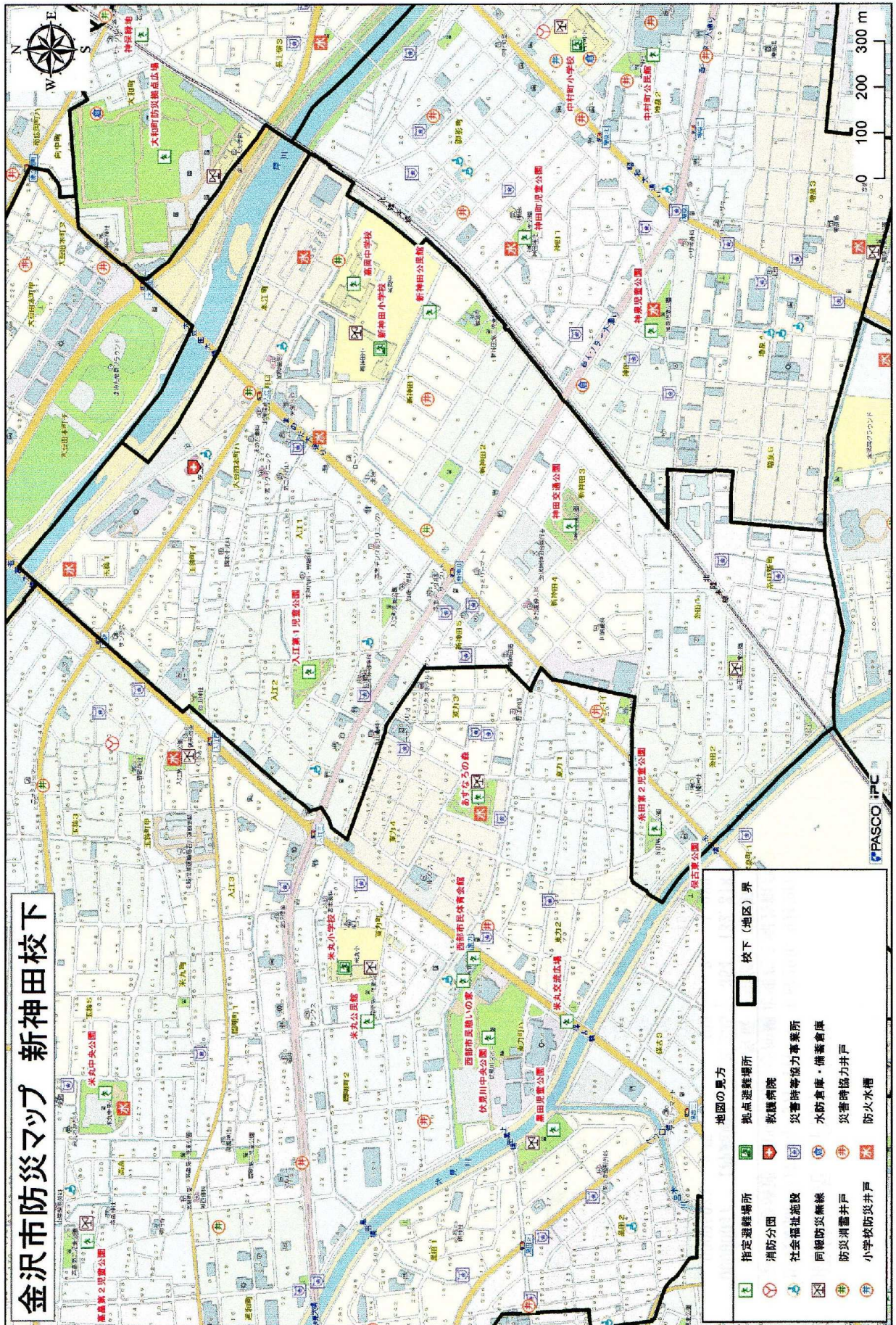
# 参 考 資 料

## ① 森本・富樫断層帯地図





## ②金沢市新神田校下防災マップ





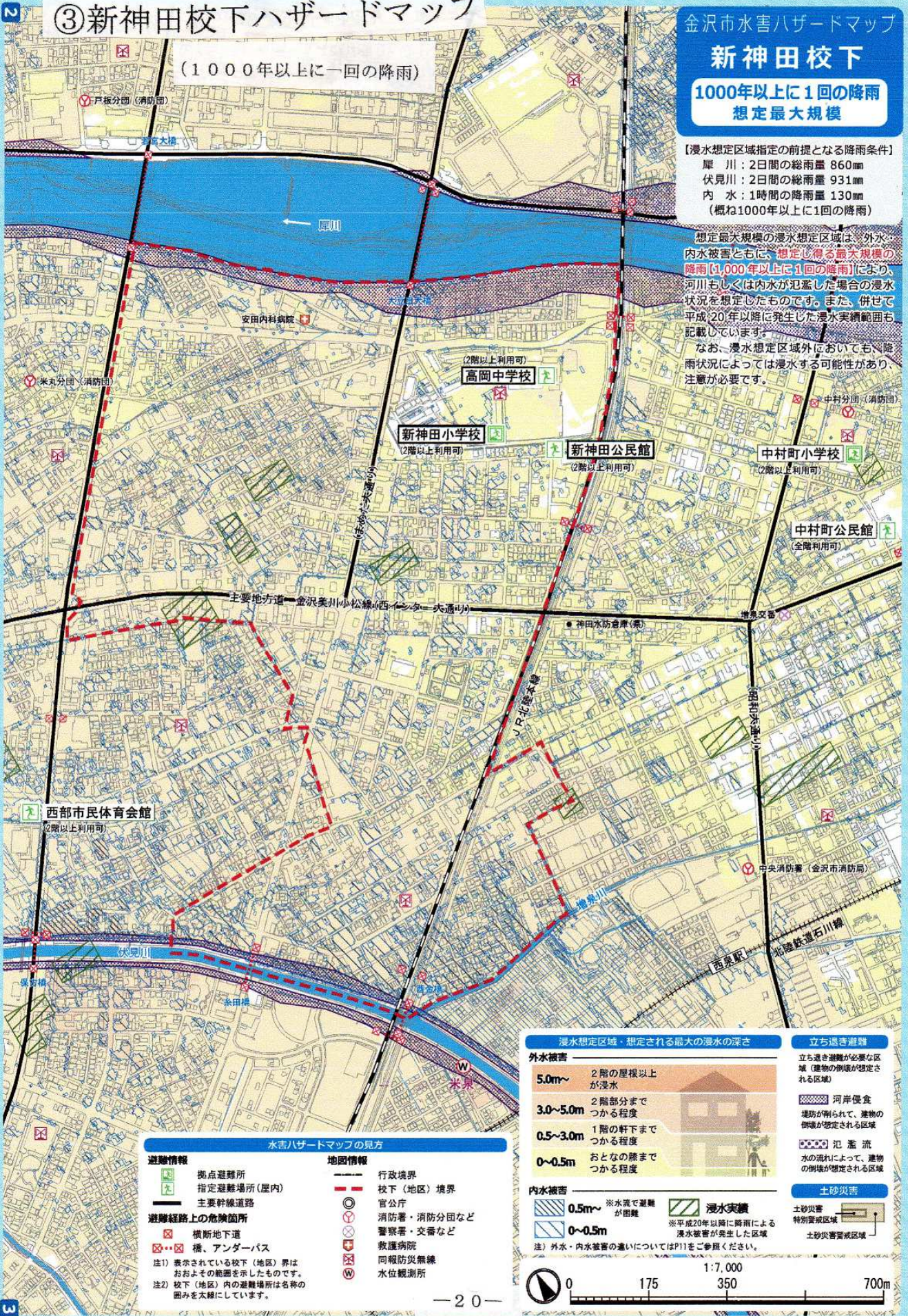
# ③新神田校下ハザードマップ

## 金沢市水害ハザードマップ 新神田校下 1000年以上に1回の降雨 想定最大規模

(1000年以上に1回の降雨)

【浸水想定区域指定の前提となる降雨条件】  
犀川：2日間の総雨量 860mm  
伏見川：2日間の総雨量 931mm  
内水：1時間の降雨量 130mm  
(概ね1000年以上に1回の降雨)

想定最大規模の浸水想定区域は、外水・内水被害ともに、**想定し得る最大規模の降雨(1,000年以上に1回の降雨)**により、河川もしくは内水が氾濫した場合の浸水状況を想定したものです。また、併せて平成20年に降に発生した浸水実績範囲も記載しています。  
なお、浸水想定区域外においても、降雨状況によっては浸水する可能性があり、注意が必要です。



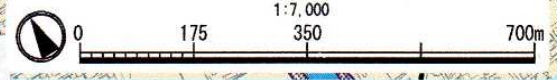
水害ハザードマップの見方

避難情報	地図情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の四角: 拠点避難所</li> <li>黒の四角: 指定避難場所(屋内)</li> <li>黒の線: 主要幹線道路</li> <li>赤の四角: 避難経路上の危険箇所</li> <li>赤の四角: 横断地下道</li> <li>赤の四角: 橋、アンダーパス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒の線: 行政境界</li> <li>赤の線: 校下(地区)境界</li> <li>赤の四角: 官公庁</li> <li>赤の四角: 消防署・消防分団など</li> <li>赤の四角: 警察署・交番など</li> <li>赤の四角: 救護病院</li> <li>赤の四角: 同報防災無線</li> <li>赤の四角: 水位観測所</li> </ul>

注1) 表示されている校下(地区)界はおおよその範囲を示したものです。  
注2) 校下(地区)内の避難場所は名称の囲みを太線にしています。

浸水想定区域・想定される最大の浸水の深さ		立ち退き避難
外水被害	5.0m~ 2階の屋根以上が浸水	立ち退き避難が必要な区域(建物の倒壊が想定される区域)
	3.0~5.0m 2階部分までつかかる程度	河岸侵食 堤防が崩られて、建物の倒壊が想定される区域
	0.5~3.0m 1階の軒下までつかかる程度	氾濫流 水の流れによって、建物の倒壊が想定される区域
	0~0.5m おとなの膝までつかかる程度	土砂災害 土砂災害 特別警戒区域 土砂災害警戒区域
内水被害	0.5m~ ※水害で避難が困難	浸水実績 ※平成20年に降に降雨による浸水被害が発生した区域
	0~0.5m	

注) 外水・内水被害の違いについてはP11をご参照ください。





# 新神田校下ハザードマップ

(50年~100年に1回程度の降雨)

金沢市水害ハザードマップ

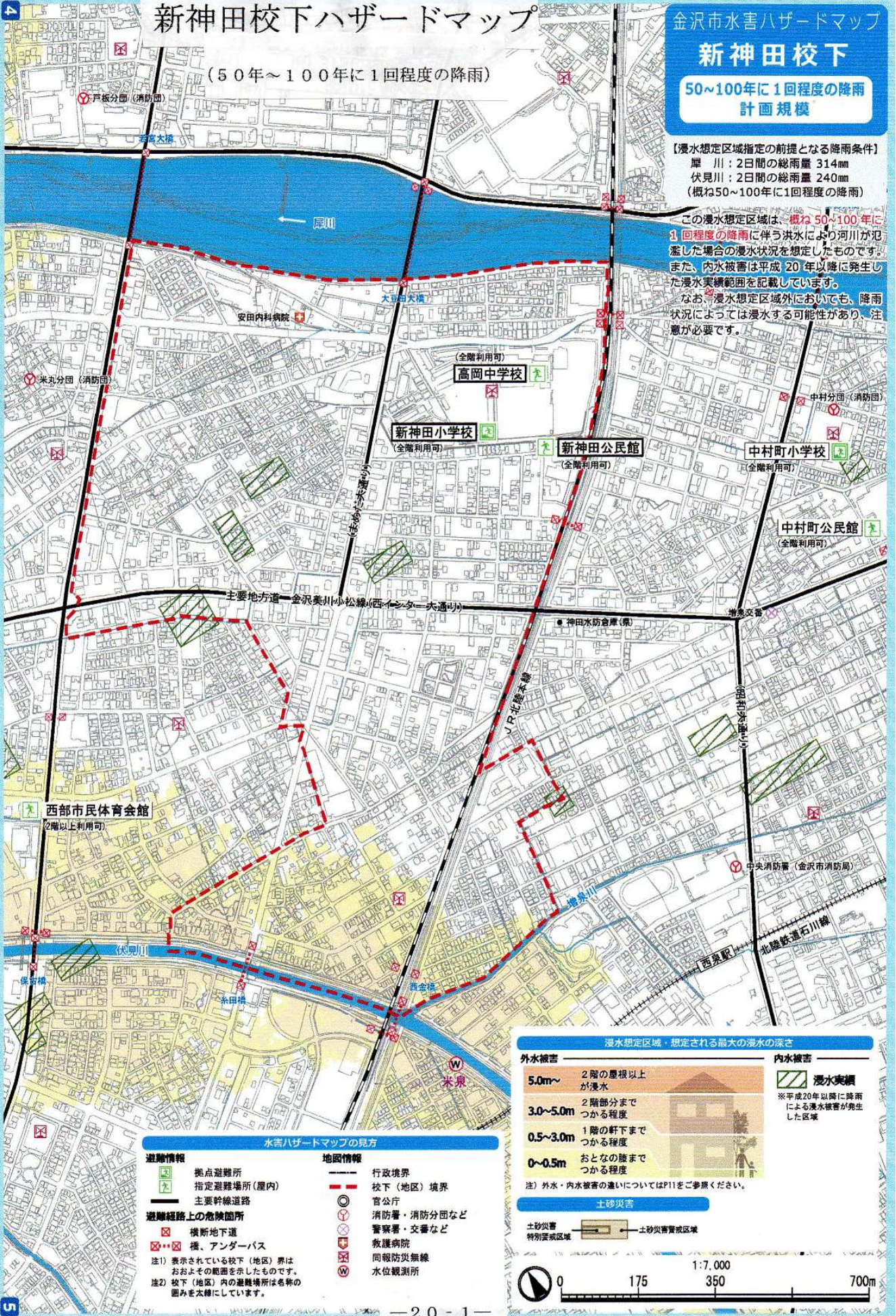
## 新神田校下

50~100年に1回程度の降雨  
計画規模

【浸水想定区域指定の前提となる降雨条件】  
犀川：2日間の総雨量 314mm  
伏見川：2日間の総雨量 240mm  
(概ね50~100年に1回程度の降雨)

この浸水想定区域は、概ね50~100年に1回程度の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水状況を想定したものです。また、内水被害は平成20年に発生した浸水実績範囲を記載しています。

なお、浸水想定区域外においても、降雨状況によっては浸水する可能性があり、注意が必要です。



浸水想定区域・想定される最大の浸水の深さ

外水被害	内水被害
5.0m~	2階の屋根以上が浸水
3.0~5.0m	2階部分までつかる程度
0.5~3.0m	1階の軒下までつかる程度
0~0.5m	おとなの膝までつかる程度

注) 外水・内水被害の違いについてはP11をご参照ください。

土砂災害

土砂災害 特別警戒区域

0 175 350 700m

1:7,000

水害ハザードマップの見方

避難情報	地図情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点避難所</li> <li>指定避難場所(屋内)</li> <li>主要幹線道路</li> <li>避難経路上の危険箇所</li> <li>横断地下道</li> <li>橋、アンダーパス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政境界</li> <li>校下(地区)境界</li> <li>官公庁</li> <li>消防署・消防分団など</li> <li>警察署・交番など</li> <li>救護病院</li> <li>同報防災無線</li> <li>水位観測所</li> </ul>

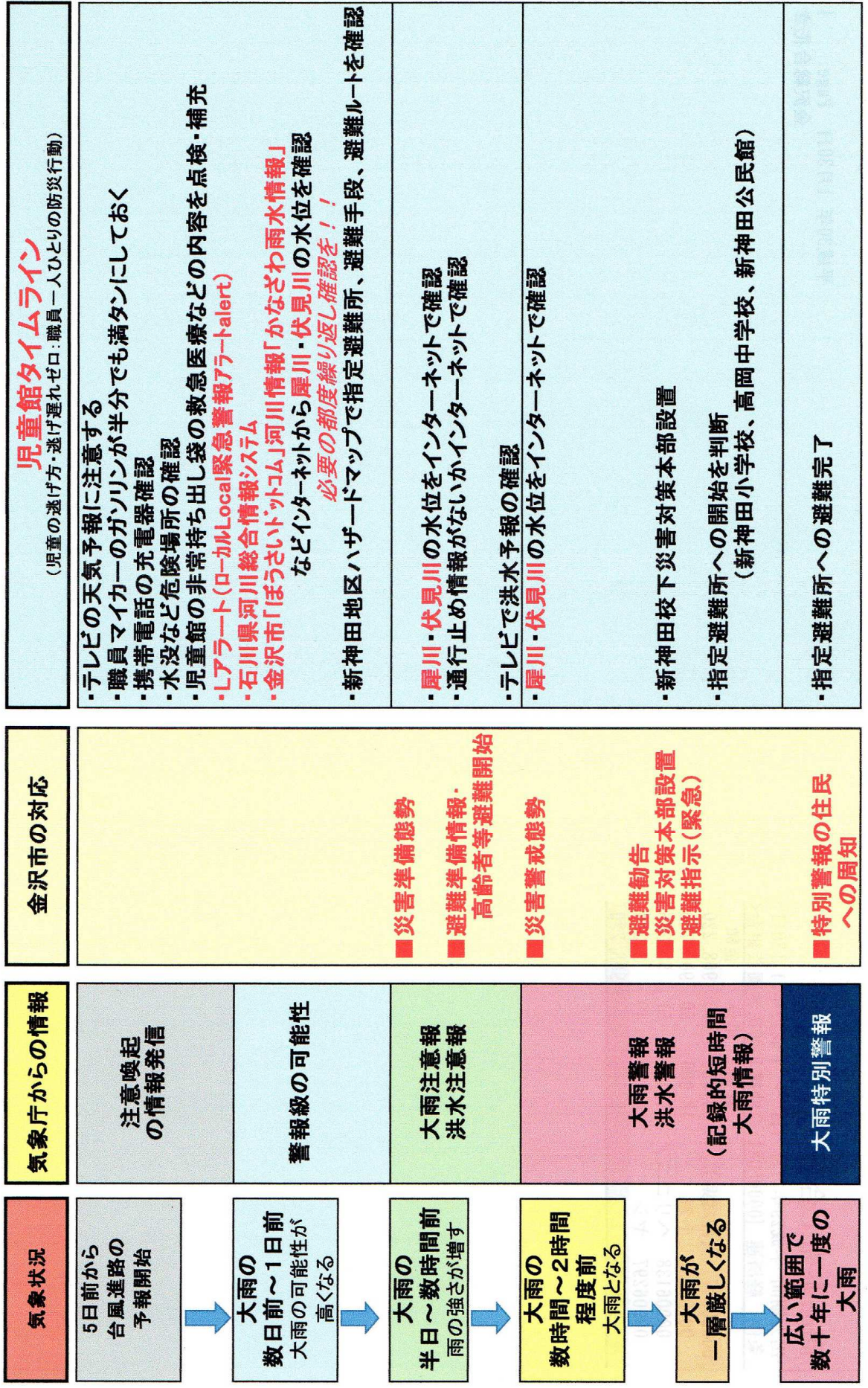
注1) 表示されている校下(地区)界はおおよその範囲を示したものです。  
注2) 校下(地区)内の避難場所は名称の囲みを太線にしています。



③新神田児童館タイムライン (時系列での防災対策)

新神田校下 台風・大雨時の気象情報の流れに基づく「児童館タイムライン」

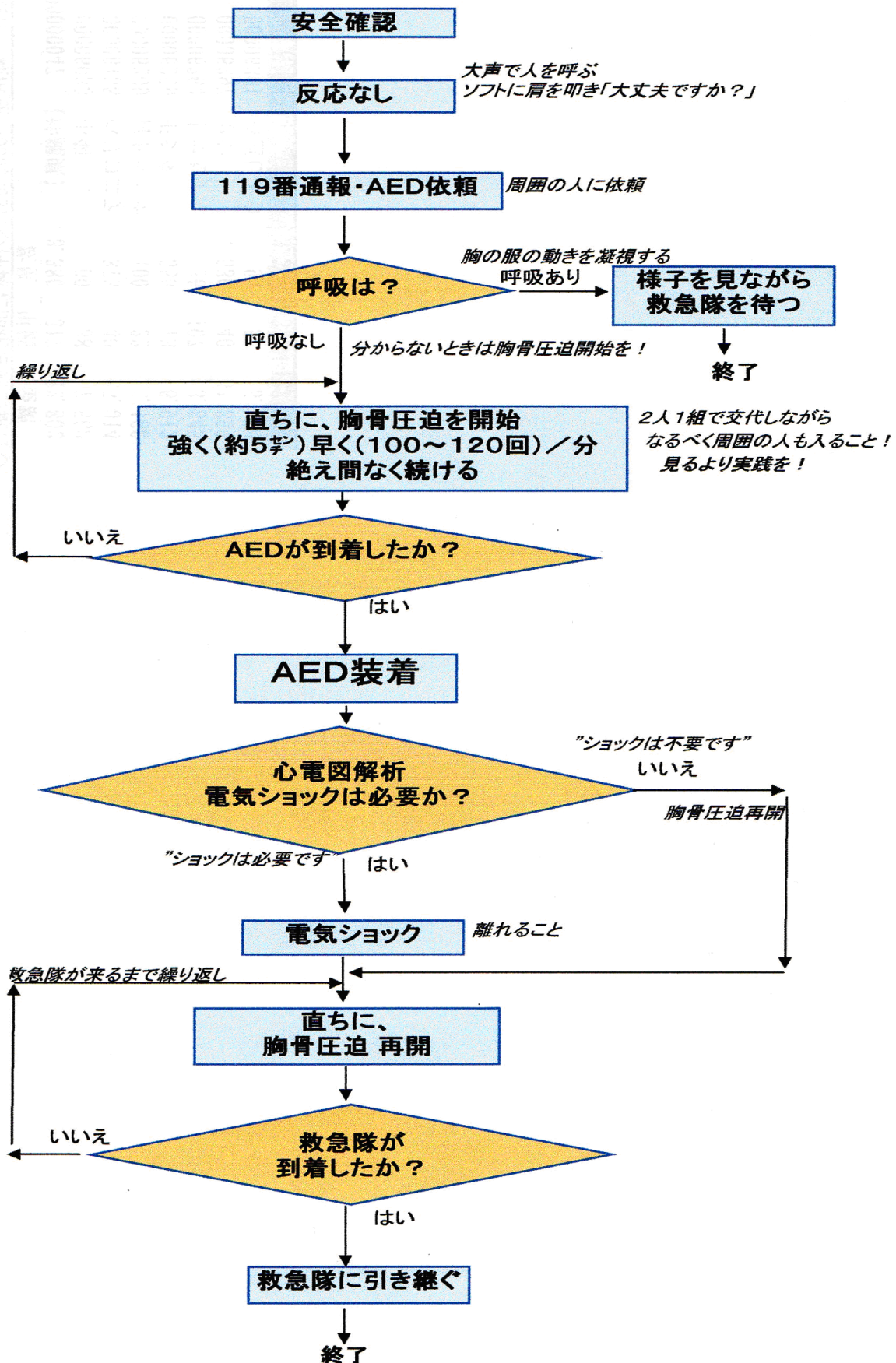
30. 4. 1: 叩き台





## ⑤心肺蘇生とAEDの使用方法

新神田児童館 30.4.1  
BY:Hata





## ⑥新型コロナウイルス感染症の中での避難

（知っておくべき5つのポイント&確認事項）内閣府・消防庁

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、**危険な場所にいる人は  
避難することが原則**です。

### 知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計が不足**しています。  
できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が  
変更・増設**されている可能性があります。  
災害時には**市町村ホームページ**等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。  
やむをえず**車中泊**をする場合は、**浸水しないよう周囲の状況等を十分確認**して下さい。





今のうちに、

自宅が安全かどうかを

確認しましょう！



ハザードマップ

検索

### 避難行動判定フロー

**スタート!**

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ\*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として\*、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保することも可能です。**

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能です。**

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう







# 警戒レベル

豪雨の時に安全に避難するため、以下の内容をご確認ください。

## 避難のタイミング

### 避難情報の種類・説明（避難のタイミング）

<p><b>警戒レベル1</b> 【早期注意情報】</p> <p>●防災気象情報等の最新情報に注意しましょう。</p>	<p><b>警戒レベル2</b> 【注意報】</p> <p>●ハザードマップ等により自らの避難行動を確認しましょう。</p> 	<p><b>警戒レベル3</b> 【避難準備・高齢者等避難開始】</p> <p>●避難に時間を要する高齢者等の要配慮者は、立ち退き避難をしましょう。</p> <p>●その他の方は、立ち退き避難の準備をし、自発的に避難をしましょう。</p> 	<p><b>警戒レベル4</b> 【避難勧告・避難指示（緊急）】</p> <p>【避難勧告】</p> <p>●災害が発生する可能性が高まっています。全員速やかに避難場所へ避難をしましょう。</p> <p>【避難指示（緊急）】</p> <p>●災害発生の危険が非常に高まっています。緊急に避難場所へ避難してください。外出することで危険性が高まる場合は、屋内のより安全な場所へ避難をしましょう。</p> 	<p><b>警戒レベル5</b> 【災害発生情報】</p> <p>●既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をしましょう。</p> 
---	---	--	---	---

**危険を感じたら…**

身の回りで危険を感じたら、市の避難に関する発令を待たずに、自主的に避難を開始してください。

### 気象庁からの気象情報（注意報・警報）

<p><b>注意報</b></p> <p><b>大雨注意報</b></p> <p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。</p> <p><b>洪水注意報</b></p> <p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。</p>	<p><b>警報</b></p> <p><b>大雨警報</b></p> <p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示されます。</p> <p><b>洪水警報</b></p> <p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられます。</p>	<p><b>特別警報</b></p> <p><b>大雨特別警報</b></p> <p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表されます。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示されます。</p>
--	--	---

### 雨の降り方と周囲の状況

<p><b>強い雨</b></p>  <p>1時間に<b>20~30mm</b></p> <p>傘をさしてもぬれる。車のワイパーを速くしても見づらい。</p>	<p><b>激しい雨</b></p>  <p>1時間に<b>30~50mm</b></p> <p>道路が川のようになる。</p>	<p><b>非常に激しい雨</b></p>  <p>1時間に<b>50~80mm</b></p> <p>傘はまったく役に立たなくなる。マンホールから水がふき出す。水しぶきで、あたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。</p>	<p><b>猛烈な雨</b></p>  <p>1時間に<b>80~mm</b></p>
--	---	--	--